

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年 4 月 1 日

【会社名】 松尾電機株式会社

【英訳名】 MATSUO ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 執行役員 常 俊 清 治

【本店の所在の場所】 大阪府豊中市千成町 3 丁目 5 番 3 号

【電話番号】 (06)6332 - 0871 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【最寄りの連絡場所】 大阪府豊中市千成町 3 丁目 5 番 3 号

【電話番号】 (06)6332 - 0871 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1 米国集団民事訴訟の和解及び特別損失の計上

当該事象の発生日

2019年3月5日（米国時間）

当該事象の内容

当社は、2019年3月5日（米国時間）に、米国における間接購入者原告団との間の集団民事訴訟について、原告との間で和解契約を締結いたしました。

本和解において、当社は、間接購入者原告団に対して、和解金として250万米ドル（約277百万円）を支払います。なお、本和解は、裁判所の承認手続を経て、正式に効力を発します。

当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2019年3月期第4四半期会計期間において、特別損失の独占禁止法等関連損失277百万円を計上する予定です。